

平成29年第11回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年10月6日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時30分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

奥家 信弘	横川 信友
賀部 正直	菊 啓治
堤 久英	太田 克弘
井上 幸子	高橋 初美
後藤 進	重吉 信之
若山 清敏	末棟 洋一
高原 孝幸	守口 正典

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成29年第11回10月総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして奥家会長よりご挨拶をお願いいたします。
奥家会長	委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。 それでは、ただいまから平成29年第11回10月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には高原委員、横川委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回は2件の申請があるようなので事務局より説明をお願いします。 それでは1ページをご覧ください。「議案第19号 農地法第5

	<p>条第1項の規定による許可申請書について」です。番号1の説明です。この案件は、この農地を息子さんへ使用貸借権設定の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字土屋247番地2 畑 163㎡ 吉富町大字土屋502番地2 畑 187㎡ 合計 350㎡</p> <p>譲渡人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 A 譲受人：吉富町大字広津〇〇〇〇番地 B 転用理由：共同住宅建築に伴う駐車場 （その他議案内容朗読及びP2からP9説明）</p> <p>農地区分については都市計画用途区域内「第1種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の高橋委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
高橋委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。この農地の周りは宅地化されており、排水についても、公共下水道で処理するということですので、問題ないと思われます。</p>
奥家会長	<p>高橋委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
奥家会長	<p>ございませんようでしたら、議案第19号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
奥家会長	<p>それでは、議案第19号-1に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第19号-2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に番号2の説明です。再度1ページをご覧ください。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p> <p>申請農地：吉富町大字別府471番地1 畑 278㎡ 譲渡人：中津市本耶馬溪町跡田〇〇〇〇-〇 C 譲受人：吉富町大字鈴熊〇〇番地〇 D 転用理由：倉庫 （その他議案内容朗読及びP10からP16説明）</p> <p>平成29年9月に県より農振除外の許可が下りている案件です。 農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
奥家会長	<p>それでは、地元委員の太田委員さん、申請地の状況や聞き取り内</p>

<p>太田委員</p>	<p>容などで何か補足説明がありましたらお願いします ただ今の事務局の説明のとおりでございます。排水については、合併浄化槽で処理するということですので、当初は合併浄化槽付近の水路に放流予定でしたが、この水路が土水路のため道路脇の柵への放流へ指導を行いましたので問題ないと思われま</p>
<p>事務局</p>	<p>この土水路は自分の敷地内の水路と思われま</p>
<p>高原委員 事務局 奥家会長</p>	<p>字図上に水路はないのか。 字図上ではありませんが、現場には土水路があります。 太田委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員 奥家会長</p>	<p>(質疑なし) ごさいませんようでしたら、議案第19号-2については承認することにご異議はござせんか。</p>
<p>各委員 奥家会長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第19号-2に関しては承認することと決ま</p>
<p>事務局</p>	<p>これにより「議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。 次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。 17ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。 まず番号1ですが、EさんとFさんの6年間の利用権です。借手の都合による合意解約です。 次に番号2ですが、EさんとGさんの6年間の利用権です。借手の都合による合意解約です。 次に番号3から番号20ですが、界木地区ほ場整備工事に伴う合意解約です。 番号3はHさんとIさんの6年間の利用権です。 番号4はHさんとJさんの3年と6年間の利用権です。 番号5はHさんとKさんの6年間の利用権です。 番号6はHさんとLさんの6年間の利用権です。 番号7はHさんとMさんの6年間の利用権です。 番号8はHさんとNさんの6年間の利用権です。 番号9はHさんとOさんの6年間の利用権です。 番号10はHさんとPさんの6年間の利用権です。 番号11はHさんとQさんの6年間の利用権です。 番号12はHさんとRさんの6年間の利用権です。 番号13はSさんとTさんの10年間の利用権です。 番号14はSさんとUさんの6年間の利用権です。</p>

	<p>番号15はNさんとVさんの10年間の利用権です。 番号16はNさんとMさんの永小作です。 番号17はWさんとXさんの6年間の利用権です。 番号18はYさんとZさんの永小作です。 番号19はAAさんとABさんの6年間の利用権です。 番号20はACさんとMさんの永小作です。 以上で説明を終わります。 事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
<p>奥家会長 高原委員 事務局</p>	<p>界木地区ほ場整備の資料の配布はしないのか。 次回総会時に計画図の配布をします。</p>
<p>奥家会長 各委員</p>	<p>その他の委員さん何か他にございませんか。 (質疑なし)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換と なっていますがなにかありませんか？</p>
<p>重吉委員 各委員</p>	<p>道路上の田んぼの土について (各地区内での情報交換)</p>
<p>奥家会長</p>	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願い いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>予定どおり、11月10日(金)10:00からこの場所での開 催を提案しますがどうでしょうか。</p>
<p>各委員 奥家会長</p>	<p>(異議なし) それでは、これもちまして平成29年第11回(10月)総会 を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">10時30分 閉会</p>